

委員会提出議案第 号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定に
ついて（案）

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会

委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

かすみがうら市議会会議規則の一部改正に伴い、本規則において対応する箇所の改正を行うものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

令和6年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会傍聴規則（平成17年かすみがうら市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会傍聴規則 新旧対照表

改正前	改正後
(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>外とう、えり巻</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)	(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>コート、マフラー</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)
	附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>